

Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム 認証要領

(目的)

第1条 愛知・名古屋2026大会は、アジア、日本、愛知・名古屋の魅力を発信する絶好の機会である。この機会に、アジア、日本、愛知・名古屋の歴史、文化芸術、自然環境、産業といった様々な資源の魅力発信に寄与する活動をAichi-Nagoya 2026公認文化プログラム（以下、「文化プログラム」という。）として認証し、促進する。この要領（以下、「本要領」という。）は、文化プログラムを認証する際に必要な事項を定め、文化プログラムを通じ、アジア、日本、愛知・名古屋の文化の維持・発展を図ることを目的とする。

(認証の対象となる事業の内容)

第2条 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）は、2025年9月19日～2026年12月31日の期間に、日本国内で実施される事業のうち、以下に定める認証要件のいずれかを満たす事業を文化プログラムとして認証する。ただし、組織委員会が認める場合は2025年9月19日以前の事業も認証の対象とする。

- (1) 文化芸術（※1）の分野をテーマとした事業
 - (2) 歴史、自然、産業、スポーツ等（※2）、幅広い分野をテーマとした事業
また、これらに準じた分野で組織委員会がふさわしいと認める事業
- （※1）文化芸術の例

分野	例
芸術	音楽、美術、演劇、舞踊等
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、電子機器等を利用した芸術等
伝統芸能	能楽、文学、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、漫談、漫才等
生活文化・国民娯楽及び出版物	茶道、華道、書道、食、その他の生活に係る文化、囲碁、将棋 等
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術

（※2）各分野の事業について、文化的要素（例えば、スポーツであれば当該競技の歴史や背景など）を組み込むことを要件とする。

(認証の対象となる事業・活動の実施主体)

第3条 文化プログラムの認証を受けることができるのは、以下に掲げる団体とする。

- (1) 開催都市（愛知県・名古屋市）
- (2) 国
- (3) 全国自治体

- (4) 大会放送権者
- (5) 公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会
- (6) 日本オリンピック委員会・日本パラリンピック委員会
- (7) 愛知・名古屋 2026 大会公式パートナー企業
(同大会公式スポンサーを指す。以下、「大会パートナー」という。)
- (8) 国内競技団体
- (9) 県内又は県外会場所在自治体の学校教育法第 1 条、第 124 条に定める学校の内大学を除く、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校
- (10) 大学連携協定締結大学
- (11) その他、これらに準ずる非営利団体等で組織委員会が認める団体

(認証の対象とならない事業の内容)

第 4 条 組織委員会は、第 2 条の規定に関わらず、以下に定めるいずれかの要件に該当する事業は文化プログラムとして、認証しない。

- (1) 大会期間中に組織委員会で使用する施設（競技会場等）で行う事業
- (2) 日本国外で実施する事業
- (3) 大会パートナーではない企業が参画している事業
- (4) 商標登録、地域団体商標登録されている商品について、その商品が「大会公認」等、一般に対して誤った認識を与える可能性のある事業（アジア、日本、愛知、名古屋の文化の 1 つとして、事実を客観的に紹介する事業を除く。)
- (5) 大会パートナーの権利保護を妨げる事業
- (6) 第 3 条 (12) に定める非営利団体等がその名前を PR することを目的とした事業
- (7) 企業・団体の PR や製品等の販売活動を主な目的とする事業
- (8) 営利を目的とする事業
- (9) 特定の宗教の布教・勧誘又は政治的な宣伝・主張を目的とする事業
- (10) 寄付を主な目的とする事業
- (11) 入場料、参加料等を徴取する場合、事業の目的及び内容に関して社会通念上適当な額とみなされない事業
- (12) その他、組織委員会が不相当と判断した事業

(認証の対象とならない事業・活動の実施主体)

第 5 条 組織委員会は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、文化プログラムに認証しない。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は

構成員

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (3) (1)及び(2)に掲げる者から委託を受けた者並びに(1)及び(2)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。ただし、特に文化振興等に資すると組織委員会が判断した場合はこの限りではない。
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (6) 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者
- (7) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者
- (8) 大会パートナーのマーケティング活動及びカテゴリーを侵害する者
- (9) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者、又は組織委員会が文化プログラムを行う団体として不適切と判断した者

（公認文化プログラムマーク等の使用）

第6条 認証の対象となる事業は、「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム」の名称及び公認文化プログラムマーク（以下、文化プログラムマークという。）を使用することができる。使用のルールについては、別に公認文化プログラムマーク使用ガイドライン（以下、使用ガイドラインという。）にて定め、申請者は、同ガイドラインを遵守する必要がある。認証を受けた者は、組織委員会の許可なく、第三者へ名称及び文化プログラムマークを使用させてはならない。

（名称及び文化プログラムマークの使用に関する権利）

第7条 名称及び文化プログラムマークの使用に関する一切の権利は、組織委員会に帰属する。

（名称及び文化プログラムマーク使用料）

第8条 名称及び文化プログラムマークの使用料については、無料とする。

（名称及び文化プログラムマーク使用の非独占性等）

第9条 本要領による認証は、認証を受けた者が名称及び文化プログラムマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。また、認証を受けた者並びに使用対象物等について組織委員会が推奨を行うものではない。

(認証を受けずに名称及び文化プログラムマークを使用した場合の差止め等)

第10条 組織委員会は、認証を受けずに名称及び文化プログラムマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を請求する。

2 組織委員会は、認証を受けずに名称及び文化プログラムマークを使用した者に対して、当該使用者が行う認証申請について、当該認証を行わない。

(名称及び文化プログラムマークの使用制限)

第11条 組織委員会は、名称及び文化プログラムマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合、名称及び文化プログラムマークの使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 第1条に規定する目的の趣旨を損なうと認められる場合
- (3) 大会の信用又は品位を害する行為を認められる場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に資すると認められる場合はこの限りではない。
- (6) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に使用される場合。ただし、特に文化振興等に資すると認められる場合はこの限りではない。
- (8) 名称及び文化プログラムマークの使用によって、品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) 名称及び文化プログラムマークの変形を行う場合
- (10) (1)～(9)に準じて、組織委員会として不適切と判断した場合

(認証の申請)

第12条 文化プログラムの認証を受けようとする者は、組織委員会に対し、「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム認証申請書」（別記様式第1号）を認証を受けようとする日（名称及び文化プログラムマークを使用しようとする日）の1か月前までに提出しなければならない。

2 組織委員会は、申請を行った者（以下、「申請者」という。）に対し、必要に応じて申請者や事業に関する資料の提出を求めることができる。

(認証の手続)

第13条 組織委員会は、前条第1項の規定による認証申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が第2条で掲げる要件に適合すると認められるときは、認証を行うものと

する。この場合、必要に応じて条件を付することができるものとする。

2 組織委員会は、前項に規定する認証をする場合は、「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラムの認証／不認証について（通知）」（別記様式第2号）により当該申請者へ通知する。併せて、電子メールによって名称及び文化プログラムマークのデータを当該申請者へ提供する。

3 申請者は、名称及び文化プログラムマークを使用する予定の媒体（Web、ポスター、パンフレット、チラシ等）のデザイン案ができた段階で組織委員会へ提出しなければならない。デザイン案に修正が必要な場合は、組織委員会は申請者へ10営業日以内に修正指示を行う。組織委員会が修正が必要でないと判断した場合は、申請者は媒体の運用や制作を開始することができるものとする。

4 認証の期間は、2025年9月19日から2026年12月31日までのうち申請書に記載の期間とするが、組織委員会は、必要に応じて期間を変更することができるものとする。

5 組織委員会は、この規程による申請等に係る経費又は役務を負担しない。

（認証の変更等）

第14条 前条の規定により認証を受けた者が、当該認証を受けた内容について変更しようとする場合は、予め「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム変更申請書」（別記様式第3号）に関係書類を添えて提出し、変更についての承認を受けなければならない。

2 組織委員会は、前項の規定による変更申請があった場合は、当該内容の変更が適正と認められるときは、変更後の内容にて認証を行うことができる。

3 組織委員会は、前項に規定する変更後の内容で認証を行った場合は、「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラムの変更承認／不承認について（通知）」（別記様式第4号）により当該変更申請者へ通知するものとする。

（実績の報告）

第15条 認証（前条の規定による認証の変更等があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、認証事業の終了後2か月以内にAichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム実施報告書（別記様式第6号）により認証事業の実績を提出しなければならない。

（遵守事項）

第16条 認証を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 認証事業が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないようにすること。
- （2） 大会パートナーではない企業の製品について、申請者は実行可能な範囲にて企業名や製品名を隠す（マスキング）対応をすること。
- （3） 新規調達（購入・レンタル等）の際には、申請者は適用法令に従う範囲にて大会パートナーからの調達に努めること。
- （4） 名称及び文化プログラムマークの使用に当たっては、認証を受けた内容に限

ること。

- (5) 認証を受けたことによる権利を、譲渡、転貸又は継承しないこと。
- (6) 文化プログラムマークのデザインやその他使用のルールについては、別に定める使用ガイドラインを遵守すること。
- (7) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、名称及び文化プログラムマーク使用対象物等には販売者、製造者又は製作者の名称及び連絡先を明示すること。
- (8) 第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、本要領、使用ガイドラインに則り名称及び文化プログラムマークを取扱うよう義務付ける契約を使用者の責任で行い、管理を徹底すること。
- (9) 名称及び文化プログラムマークの使用状況等について組織委員会が調査を行う場合は、これに応じること。
- (10) その他各種の法令、条例、規程等を遵守し、組織委員会の指示に従うこと。

(認証の取消し等)

第17条 組織委員会は、認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 提出・申請した内容に虚偽のあることが判明し、又は虚偽の疑いがあると認められる場合
- (2) 第4条又は第5条のいずれかに該当するに至った場合
- (3) 前条に規定する遵守事項に違反した場合
- (4) 本要領のいずれかの条項に違反した場合
- (5) その他、認証事業の継続が不相当であると組織委員会が判断した場合

2 組織委員会は、前項に規定する取消を行った場合は、「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム認証の取消について（通知）」（別記様式第5号）を、当該取消を受けた者に通知する。

3 第1項の規定により認証の取消を受けた者は、取消の日から使用対象物に名称及び文化プログラムマークを使用することはできない。

4 組織委員会は、認証の取消を受けた者に対して、認証の取消を受けた使用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

5 組織委員会は、前三項の規定により、認証の取消を受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 組織委員会は、第1項の規定による認証の取消を受けた者が、その取消後に行った認証申請について、当該認証を行わない。

(認証条件の変更)

第18条 組織委員会は本要領を更新し、認証条件を変更した場合は、既に認証を行った認証事業に関しても変更後の要領及び名称及び文化プログラムマークの使用条件を適用す

ることができる。

(経費等の負担)

第 19 条 組織委員会は、本要領による認証の申請、若しくはその内容に係る変更申請、又は認証事業及び名称及び文化プログラムマークの使用の実施に係る経費・役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

第 20 条 組織委員会は、別途定める「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム マーク使用ガイドライン」に規定する使用対象物等について、その産地や品質の保証責任を負わない。また、組織委員会は、認証を行った内容についての正確性、適法性、合目的性を保証するものではなく、使用者が認証の内容に基づき名称及び文化プログラムマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(賠償責任等)

第 21 条 組織委員会は、認証を行ったことに起因し認証を受けた者に生じた損失又は損害について、一切の責任を負わない。

2 認証を受けた者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、組織委員会に損害を及ぼさないように速やかかつ適切に処理しなければならない。

3 認証を受けた者は、認証事業の実施及び認証マークの使用に際して故意又は過失により組織委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を組織委員会に賠償しなければならない。

4 認証を受けた者のうち前二項の規定に違反する者、又は名称及び文化プログラムマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置を講じることができる。

(個人情報の取扱について)

第 22 条 組織委員会は、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号)」に基づき、収集する個人情報を適正に管理する。

(情報の公開)

第 23 条 組織委員会は、文化プログラムの推進と名称及び文化プログラムマークの適正な管理を図る観点から、認証の状況、認証の取消状況等について情報を公開することができる。

(業務委託)

第 24 条 組織委員会は、本要領に規定する業務を外部に委託することができる。

2 組織委員会が、前項により業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「組織委員会」は「受託者」に読み替えるものとする。

(管轄裁判所)

第 25 条 本要領に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(その他)

第 26 条 本要領に定めるもののほか、文化プログラムの認証及び名称及び文化プログラムマークの使用に関し必要な事項は、組織委員会が別に定める。

附則 この要領は、2024 年 9 月 19 日から施行する。

この要領は、2025 年 3 月 1 日から施行する。